千葉市被災者住宅建築資金利子補給事業について

被災住宅建築資金利子補給事業について

住宅に損害を被った者又はその親族が、金融機関から住宅復興のための資金を借り入れた場合に利子の一部を補給します。

対象者

次のすべてに該当する者

① 罹災していることの証明を市から受けた住宅（以下「被災住宅」）を自己又は親族が所有する者で、豪雨等の被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者

② 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う者又は市内の被災住宅の補修を行う者

③ 被災者住宅建築資金について、令和８年８月１３日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和９年３月３１日までに融資の実行を受けた者

④ 利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者

利子補給の内容

利子補給率	年利２％以内
利子補給期間	利子の支払い開始日から５年以内
利子補給対象貸付額	１０万円以上５００万円以下

借入金の使途

次のいずれかの使途

① 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入

② 被災住宅の補修

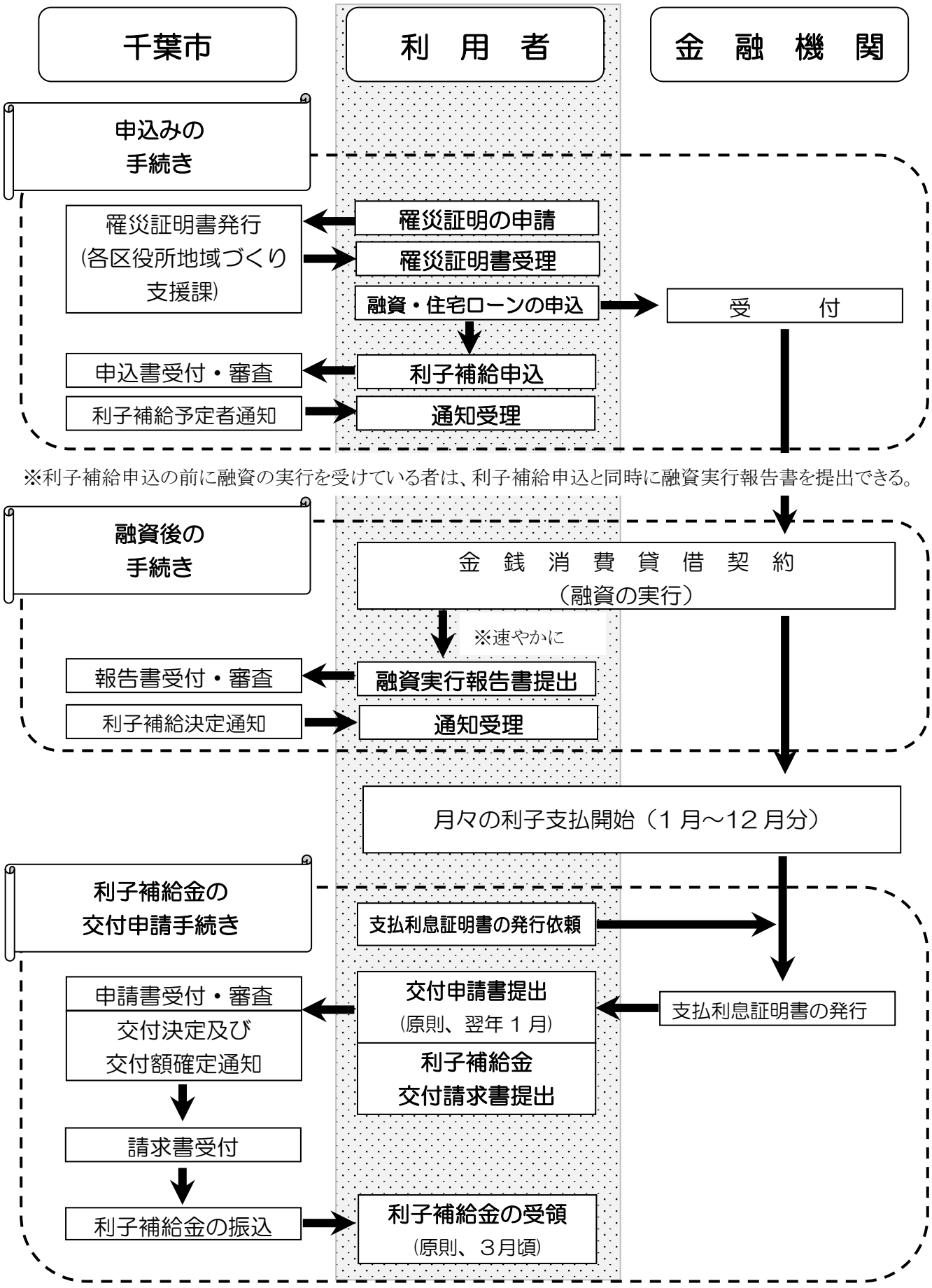
③ 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く）

受付開始日

令和８年１１月９日（月）

【お問い合わせ先】
千葉市都市局建築部住宅政策課
TEL：043-245-5853
FAX：043-245-5887

利子補給　手続きの流れ


千葉市
利　用　者
金　融　機　関
申込みの
手続き
罹災証明書発行
(各区役所地域づくり
支援課)
罹災証明の申請
罹災証明書受理
融資・住宅ローンの申込
受　付
申込書受付・審査
利子補給申込
利子補給予定者通知
通知受理
※利子補給申込の前に融資の実行を受けている者は、利子補給申込と同時に融資実行報告書を提出できる。
融資後の
手続き
金　銭　消　費　貸　借　契　約
（融資の実行）
※速やかに
報告書受付・審査
融資実行報告書提出
利子補給決定通知
通知受理
月々の利子支払開始（１月～12月分）
利子補給金の
交付申請手続き
支払利息証明書の発行依頼
申請書受付・審査
交付決定及び
交付額確定通知
交付申請書提出
(原則、翌年１月)
支払利息証明書の発行
利子補給金
交付請求書提出
請求書受付
利子補給金の振込
利子補給金の受領
(原則、３月頃)